

住宅宿泊事業定期報告様式

住宅宿泊事業法第14条の規定により、住宅宿泊事業者は偶数月の15日までに、前2か月の定められた事項について、都道府県に報告する必要があります。

下の表の太枠部分を記入し、下記の方法により、期限までに当報告様式を墨田区にご送付下さい。

①電子メールで送付の場合	「SEIKATUEISEI@city.sumida.lg.jp」宛にご送付ください。 メールのタイトルは「住宅宿泊事業・定期報告」としてください。
②FAXで送付の場合	FAX番号「03-5608-6507」宛にご送付ください。
③郵送の場合	〒130-0003 墨田区横川五丁目7番2号 2階 墨田区保健所生活衛生課生活環境係宛にご送付ください。

事業者名										
届出番号	第M13						号			
報告対象期間	20		年		月～		月分			
宿泊日数			日							
宿泊者数			人							
延べ人数			人							
国籍 または 地域	日本		人	韓国		人				
	台湾		人	香港		人				
	中国		人	タイ		人				
	シンガポール		人	マレーシア		人				
	インドネシア		人	フィリピン		人				
	ベトナム		人	インド		人				
	英国		人	ドイツ		人				
	フランス		人	イタリア		人				
	スペイン		人	ロシア		人				
	米国		人	カナダ		人				
	オーストラリア		人	その他		人				
宿泊日 ※宿泊させた日にちを 記入してください。 (例)4/5、4/5、4/10										
注意事項	・偶数月の15日までに、前2か月分の報告が必要です。(例:6月1日～7月31日の報告を8月15日までに行う。) ・宿泊させた日数が0人の場合でも、その旨の報告が必要です。(0人、日での報告) ・過去の報告で訂正がある場合や、その他定期報告についてご不明点がございましたら、生活衛生課生活環境係までお問い合わせください。Tel:03-5608-6939(直通)									